

●香川県告示第191号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事の竣功を認可した。

その関係図書は、高松市都市整備局河港課において令和元年12月6日から10年間閲覧に供する。

令和元年12月6日

香川県知事 浜田 恵造

1 竣功認可年月日

令和元年12月2日

2 竣功認可を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

3 埋立区域

(1) 位置

高松市朝日新町1番3及び1番10の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、⑮の地点から⑯の地点までを順次に結ぶ平成30年2月15日付け29港湾第63968号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.48メートルにより決定）、⑯の地点から⑰の地点までを順次に結んだ線、⑰の地点と⑱の地点を結ぶ昭和50年5月12日付け50港B第137号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.48メートルにより決定）及び⑱の地点と⑲の地点を結ぶ昭和52年3月18日付け52港B第122号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D. L. +2.48メートルにより決定）により囲まれた区域

⑮の地点	1等三角点屋島山（北緯34度21分20.5442秒、東経134度6分16.7327秒）から281度16分14秒 3,719.24メートルの地点		
⑰の地点	⑮の地点から	4度14分27秒	119.31メートルの地点
⑯の地点	⑰の地点から	274度14分55秒	72.50メートルの地点
⑱の地点	⑯の地点から	4度10分39秒	15.02メートルの地点
⑲の地点	⑱の地点から	94度15分04秒	328.05メートルの地点
⑳の地点	⑲の地点から	184度14分44秒	134.65メートルの地点
㉑の地点	⑳の地点から	274度19分20秒	255.36メートルの地点

(3) 面積

35,454.23平方メートル

4 埋立免許の年月日及び番号

(1) 免許年月日

平成20年3月31日

(2) 免許番号

19港湾第40778-4号